

# か てい いくせいけんしょう 家庭の日・とちぎの子ども育成憲章

栃木県では、みなさんが夢と希望をもって、たくましく成長していくことを願って、「家庭の日」と「とちぎの子ども育成憲章」を定めています。

## ●家庭の日とは・・・

家族みんなでゆっくり話したり、出かけたりしながら、家族での時間を大切にもらうために、毎月第3日曜日をふれあひ育む「家庭の日」と定めています。



### 「家庭の日」は、家族で一緒に過ごしましょう

#### 話し合おう

普段ゆっくり話せない話題での会話を楽しみましょう。

#### 出かけよう ※P14・15の施設を見てみよう。

県の博物館や美術館、公園などに行ってみましょう。

#### 本を読もう

本を読んで、家族で感想を話し合ってみましょう。

#### 協力して取り組もう

親子で料理をしたり、手伝いをしたりしましょう。

#### 地域の行事に参加しよう

親子で地域の人々とたくさんかかわりましょう。

栃木県 家庭の日

検索



## ●とちぎの子ども育成憲章とは・・・



とちぎの元気な子ども育て隊!!

とちぎの子ども育成憲章 マスコットキャラクター



とちぎの子ども育成憲章

検索

2010年(平成22年)2月に、大人がみんなで力を合わせて子どもを育てていくために、「とちぎの子ども育成憲章」を定めました。

みなさんが、「命」を大切に、「思いやり」の心と社会の一員としての「自覚」を持って学び、成長してほしいという願いが込められています。また、そのために大人が「手本」を示し、豊かな自然、伝統、文化を「継承」していくことの大切さを表したものです。

- 一、子どもたち一人ひとりを尊重し 命を大切にします
- 一、子どもたちとのかかわりを深め 思いやりの心をはぐくみます
- 一、子どもたちとともに 学び 喜び 励ましあい 社会の一員としての自覚を育てます
- 一、一人ひとりが子どもたちの手本となるよう行動します
- 一、とちぎの豊かな自然 伝統 文化を守り 子どもたちに引き継ぎます